

ギャンブルと借金の関連性について

——会計不祥事と貨幣価値認識上の変化——

星野一郎

はじめに——ハイリスクな投資案件としてのギャンブル——

ことパチンコ等のギャンブルにかんしては、会計学的あるいは経済学的な特性または本質はハイリスクな金融投資または投資プロジェクトと異ならない。投資対象が有価証券等の金融資産であろうと、またそれ自体には金銭的価値はありそうもないパチンコにおける景品であろうと、その本質は「ハイリスク、ハイリターン」である。

本稿を執筆する契機となったのはつぎの事件である。ここではあえて新聞記事を掲載しておくことにする。

広島県信用組合は2015年8月28日、元支店長男性が2008年5月ないし2013年4月に、顧客の預金などから3,473万円を着服していたと発表した。男性は27日付で懲戒解職処分にした。一方、同信組は2013年4月に事実を把握しながら、約2年間にわたって法令にもとづく中国財務局への届け出をせず隠蔽。その判断をしたとして、当時理事長だった吉田忠之会長は近く辞任する意向を表明した。西川和彦理事長らについても第三者委員会による検証を踏まえて処分を検討する。

同信組によると、男性は当時、広島県内の因島、因島北、尾道の各支店の支店長を歴任し、計18個人・法人の普通預金や定期積金から39回にわたって現金を引き出すなどし、3,473万円を着服した。飲食費やパチンコなどに使ったという。自転車操業のように穴埋めのための流用を繰り返し、流用総額は1億5,213万円に上る。刑事告訴について「顧問弁護士と協議中」としている。同信組は計3,290万円を男性に貸し付け、着服額の全額を弁済させた。貸付金は、男性が約1,000万円を返済し、役員4人が残額を組合に返済した。

一連の着服と流用は2013年4月、被害者側からの問い合わせで発覚。吉田会長や当時の専務理事だった西川理事長ら役員4人が協議し、中国財務局に届けられない判断をしたという。男性は支店長格のまま処分されず、2013年10月から取引先に向向した。出向先に着服の事実を伝えていなかった。同年6月、同信組に匿名で「これ以上、対応を謝るな」と指摘する電話があり、再び協議したうえで同月、中国財務局にはじめて概要を報告。公表にいたったという。

広島市中区で記者会見した西川理事長は隠蔽の判断にかんし「男性が反省していることから判断を誤った。(不祥事公表による)経営への影響も勘案した」と説明し謝罪した。吉田会長は「トップとして責任を痛感し、申し訳なく思っている」とのコメントを出した。金融機関が不祥事を把握した場合、30日以内に届け出をするよう法令で定められている。中国財務局は「誠に遺憾。必要があれば聞き取りなどをして報告を求める」としている。

(出典)『中国新聞』2015年8月29日。ただし数字表記等を中心に変更を加えている。またアンダーラインによる強調は本稿筆者によるものである。

広島県信用組合の支店長¹が組合員等の預金を着服した原因としてあげられているのは、パチンコ等のギャンブルの損失と借金の返済であるとされている。本件でのそのことの信憑性と正確性についてはともかくとして、一般的にかような事件が生じた際、頻繁に類似の原因が話題になることが多いのは事実である。

¹ この『中国新聞』での報道時点(2015年8月29日)ですら、この支店長は2013年4月27日付けで懲戒解雇されており、本稿執筆時点(2016年8月末)においては、その時間的経緯などからすると、本稿においては元支店長とすべきであろう。しかし歴史的事実として、本稿では一貫して「支店長」と表記する。

会計的特性または会計的観点からすれば、借金とは資金調達手段であり、ギャンブルは資金運用手段であるとともに超過収益獲得手段でもあるので、これらは貸借対照表においては、借方に借金（たとえ消費者金融によるものであろうとも、その会計的本質は同一である）が記載され、貸方にはギャンブルに投資または投機した内容を表象する勘定科目とその金額が記載されてしるべきである。そして損益計算書においては、借金つまり借入金にかかる金利は支払金利として費用計上され、「ギャンブル収益」は収益計上されることになろう。もっとも個人においては、規則上、貸借対照表等の財務諸表を作成、開示する必要はないが、その心中ではそのような計算と財務諸表の一種または一部をこころ描いているにすぎない。

1 ギャンブルにおける資金調達と資金運用そして心情的仕訳

いかなる法人であろうと個人であろうと、事業や投資プロジェクトを立案そして遂行するためには、そのための必要資金を適切または低廉な資金調達コストで調達し、それを効率的かつ効果的に運用することは当然のことである。これは、あらゆるビジネスや事業において、栄枯盛衰はあろうとも、不易流行の原理原則である。このことは、パチンコ等のギャンブルにおいても妥当する。

ただしそこにおいては、徹底した情報収集と冷徹な意思決定そして確実な行動が求められるビジネスと、パチンコ等のギャンブルでは、その様相と程度にはかなりの相違が散見されるところである。ギャンブルでは、ギャンブラーの楽観主義に立脚した心情的かつ希望的な「仮想的な成功」が妄想されていることが多い。

1-1 資金調達手段としての借金

(1) 制度と心情

① 期待値増幅と社会政策

個人であろうと法人であろうと、借入金は有力または主要な資金調達手段のひとつである。株式会社等でないかぎり、会計制度上は財務諸表を作成、開示する義務はないが、個人の場合、とくに合理的経済人であればこそ、その「こころのなか」つまり心情においては非公式な財務諸表を作成、吟味していると想定できる。

そのなかで借金、正確には借入金は、どのような国家や地域そして時代や環境等にあろうとも、代表的あるいは古典的な資金調達手段である。本稿において検討対象としている事案の「主役」である広島県信用組合支店長については、時系列的には、借金をしてギャンブルにつき込んだのではなく——もちろんそのような部分も存在した可能性はあるが——、パチンコ等のギャンブルにはまり込み、その穴埋めまたは資金調達のために借金でしのいでいた²が、それが不可能になるにおよんで、組合員等の預金を着服したと考えられる³。

② 損失挽回を意図したリスクテイク

本稿筆者はべつにこの支店長を弁護する意図はないが、この支店長やそれに類似した行動を

² このことについては、本稿 1-2 の (3) において検討する。

³ 印象的な文章またはコピーにつきのものがある。それは「ギャンブルと借金は親戚同士」というものである。これは、ジャンパネット法律事務所が運営する「債務ドットコム」に掲載されているものである。その URL はつぎのとおり。 <https://www.saimu.com/column/column130607.html>、2016年8月31日閲覧。

このウェブサイトのコラムの内容は、会計学的にも法律学的にも興味深いものであるが、本稿においては、それらについての紹介と検討は省略する。

とっているひとたちの心情はつぎのように類推することができよう。それは、ギャンブルによる損失を取り戻そうとして、ハイリターンを狙ったハイリスクを過度にとり、その結果として稀にはハイリターンを手中にすることもできることもあろうが、長期的または原理的⁴あるいは統計的には結局は損失を増大させるだけの可能性が高い。

またこのことに関連して不思議なのは、多くのギャンブラーは、感覚的または本質的に、パチンコ等のギャンブルが有するこのようなシステム上の仕組みとそのリスクを十分に理解していると考えられる点である。それにもかかわらず、ギャンブルにのめり込むまたは依存するのには、多種多様な事情や背景が存在しているものと考えられる。このことについては、本稿の目的を超える部分を多く含むと思われるので、ここでは必要最小限の言及にとどめることにする。

実証または証明のしようのない事柄であるかもしれないが、ギャンブラーの多くは、長期的あるいは原理的にはギャンブルによって損失を被ることは暗黙知として理解、認識している蓋然性がある。ギャンブルにのめり込み、またはそれを継続するのには、ギャンブルについても一種のレジャーとして認識しており、その他のレジャーと同様に、それをおこなうあるいは楽しむには相当のコストを要することは当然である。

(2) 特殊なレジャー

① 金銭的利得を意図したレジャー

パチンコ等のギャンブルという「レジャー」に固有の会計的特性としては、その他のレジャー——いわば「純粋なレジャー」——とは異なり、幸運または技量に恵まれれば、金銭的利得をえる機会がある点をあげることができる。これはギャンブルというレジャーに特有の特性である。このような会計的特性を換言すれば、「純粋なレジャー」とは金銭的な損失またはコストのみをとまなうものであり、ギャンブルというレジャーとは、レジャーとしての特性をとまないつつも、少なくとも当初または本質としては金銭的利得をおもな目的としてなされるという特性を有するものである。

このことは、パチンコ等のギャンブルにおいては、支出（損失）はコストとして理解、認識されていることを意味する。通常の期間損益計算と同様、収益から費用を控除して損益額が算定されることになるが、企業会計とは異なり、ひとつのプレイごとにあるいは一定の期間ごとに、ギャンブラーは損益計算を実施していると考えられる。

さらには、こうした会計的特性を有するギャンブルは、なにもパチンコやスロットにかぎられるわけではなく、競輪、競馬、競艇、カジノ、バカラ、ポーカー、花札など、国家や地域そして時代や環境に応じて、多種多様なギャンブルが発生、発展してきた経緯がある。そしてこれらのギャンブルの多くは、国家や地域そして行政による強力な監督と規制に服してきた歴史と事情がある。かような歴史と事情の背景としては、生産的とは言い難いこれらギャンブルに国民が熱中することは、国家や地域の経済的成長と社会的安定を毀損する懸念を内包しているからと考えられる。

② 規制産業としての特性

本稿においてとくに問題とするパチンコは、基本的にわが国特有のギャンブルであり⁵、その

⁴ ここで「原理的」あるいは「統計的」と表現するのは、その種類やタイプはなんであろうとも、ギャンブルにおいてはその主催者（胴元）がおり、その取り分が一定程度以上確保される必要性があり、長期的にリターンをえることができるギャンブラーは存在しないか、それとも特殊な技能や法則を体得したプロフェッショナルに限定されえることになる。

出店等については、監督官庁による厳しい規制に服している。総体としては、警察庁がパチンコ業界等の監督官庁にあたるが、具体的には、一般財団法人保安通信協会⁶がパチンコ台等の遊技機の型式試験を実施しており、この試験に通過した機種を実際にその営業に供してよいかについての検定は各都道府県の公安委員会がおこなっており、さらに以前は遊技機の型式試験を担当していたのは保安電子通信技術協会がおこなっていた——従前は保安電子通信技術協会が実施していた業務は、現在は般財団法人保安通信協会がこれをおこなっている——。このような意味と側面において、パチンコ産業は規制産業の一種である。

パチンコ業界にかぎらず、監督官庁や規制機関とその対象業界のあいだには、なんらかの程度の「癒着」が生じることは、これを完全に封殺することは原理的に不可能である。パチンコ業界にかんしては、警察庁とその外郭団体等との関係が問題になるが、本稿の目的を逸脱する懸念があるので、それを指摘するにとどめる⁷。

いずれにしても、射幸心を過度にあおる特性を有するデリバティブ等の金融商品についても、この傾向または対応や規制は妥当する。

1-2 資金運用手段としてのギャンブル

(1) ハイリスクの資金運用⁸

① 遊戯としての特殊性

その呼称が「ギャンブル」であろうとそうではなからうと、また個人であろうと法人であろうと、こうした資金運用形式は、経済的または会計的にみれば、ハイリスクな資金運用の手段そしてその結果と認識することはできる。本稿において直接的な検討対象としている広島県信用組合における横領隠蔽事件にあてはめると、というよりもパチンコやスロット等の遊戯施設での放蕩においては、そこでの経済学的な意味でも生活のうえでも、とうてい「経済学的合理性」に合致した行動様式をとっているとは考えにくい。

またパチンコ等にかぎらずギャンブルにおいては、ビギナーズ・ラック (beginner's luck) や成功体験が「致命傷」となる懸念がある。こうした事象や経験を契機として、ギャンブルにのめり込むことが多い。このことは、パチンコ業界からすると、マニアが多数存在することは業界の繁栄と個別のパチンコ店 (パーラー⁹) のそれに直結することであり、好ましいことですらある¹⁰。ただし、パチンコ等のギャンブルまたは賭博的行為が社会問題化したり、脱税または節税などが経済問題化したりすると、規制機関としての警察当局による規制が強化され、そのためにギャンブル性が希薄になり、集客または顧客の確保がままならぬ事態が懸念されるようになる¹¹——こ

⁵ 韓国、台湾そして米国のグアムとハワイでは類似のものがあるが、そのシステムはわが国のそれとはかなり異なるものである。

⁶ 一般財団法人保安通信協会については、同協会のウェブサイトはその業務等が記されている。つぎのURLを参照のこと。http://www.hotsukyo.or.jp/、2016年8月31日閲覧。

⁷ マスコミ報道等でも頻繁に取り上げられているが、ここではつぎの文献を示しておく。

溝口 敦『パチンコ「30兆円の闇」——もうこれで騙されない——』小学館 (小学館文庫)、2005年 (2009年に文庫本化)。

⁸ ギャンブルにくらべると、その意味においては劣位するけれど、いわゆる「サラ金」や商工ローンによる資金調達についても、ハイリスクな資金調達といえる。ここで「ハイリスク」とは、その金利が相対的に高いことのみを意味するわけではなく、広義の資金調達コスト (その資金回収上の危険性等) においても高いことをも意味する。

の記述は、パチンコ店とパチンコ業界の立場と利害からなしたものであり、パチンコ等のギャンブルを奨励、振興することを意図したものではない――。

② 金融取引としての理解または位置づけ

パチンコ等のギャンブルにおいては、ある意味で「金融取引」としての特性と側面が存在、機能している。すなわち、ハイリスクかつハイリターン（またはローリターン）の条件下において、資金運用をしていることと、会計学的かつ経済学的には同義とみなすことが妥当と考えられる。これは資金運用手段としてのギャンブルの会計学的位置づけである。

それとともに、というよりもそれに関係して、ギャンブルは資金調達手段としても位置づけことが可能である。それは、パチンコ愛好家またはギャンブラーが、自己資金に乏しい際には、それを元手とした資金調達手段として、パチンコ等のギャンブルを活用することも想定されるからである。

もっとも、よほどの特殊技術をマスターしていないかぎり、またたとえそうであったとしても、パチンコ等のギャンブルにおいて元手資金を効率的に運用することは、ギャンブルの仕組みとそこにおける経済原則または経営原則からしても、統計的に不可能または非常に困難であることは周知の事実である。それにもかかわらず、パチンコ等のギャンブルにのめり込むひとたちが絶えないのは、「稀にcoming 成功体験」と、場合によっては、一定期間において継続的成功を体験した結果であることもありえよう。

いずれにしても、パチンコ等に傾倒しているギャンブラーがどこまで意識しているかについては疑問ではあるが、パチンコ等のギャンブルにおいては、ギャンブルとしての形態をとりつつも、遊戯と金融取引が一体化した「特殊なレジャー」であると考えられることが妥当である。

(2) ギャンブラーの心情的仕訳

① ギャンブラーの事後的な心情的仕訳

ここで会計学的問題になることのひとつに、ギャンブルにかかる仕訳を示すことは困難であることがあげられる。一定の仮定等のもとに仕訳を示すならば、つぎのようなものが考えられよう。

1) [ギャンブラー側勝利時のギャンブラーの心情的仕訳] (単位は円)

(借方) 現	金	150,000	(貸方) 現	金	20,000
			ギャンブル利益		130,000

⁹ 正確な時期は不明であるが、またそれについて本稿で詳細に検討すべき問題ではないが、どこかの時期または地域が発祥かは調べていないが、パチンコ店なる呼称よりも「パーラー」や「ホール」なる呼び名のほうが増えてきたようである。こうした名称の変更には、たんなる呼称の変更以外の理由や事情があるかもしれないが、それについての調査考察については本稿では省略する。本稿においては、その呼称については従来からのものを用いている。

¹⁰ 本稿では、わが国パチンコ業界の状況とその背景等を検討することを目的としているものではないので、こうした問題に深入りはしないが、ここ十数年間にわたり、パチンコ愛好家の人口が劇的に減少しており、それにともないパチンコ店の店舗数も加速度的に減少していることは周知の事実である。

¹¹ ここでいう「ギャンブル性」とは、パチンコでいえば出玉率等の利益獲得額(率)が高いことを意味する。制度上当然のこととして、特定のパチンコ店またはそのなかの特定の機種の出玉率等が高いことは、それに応じて、パチンコ愛好家あるいはギャンブラーの平均的な利益獲得額(率)は低下することになる。けれども、ギャンブラーが狙っているのは、たとえ稀であったにしても「大当たり」である。このような傾向や特性は、ほかのギャンブルたとえば宝籤などの当籤金額などにも妥当するものである。

2) [ギャンブラー側敗戦時のギャンブラーの心情的仕訳] (単位は円)

(借方) 現	金	15,000	(貸方) 現	金	50,000
	ギャンブル損失	35,000			

3) [ギャンブラー側敗戦時のギャンブラーの心情的仕訳] (単位は円)

(借方) ギャンブル損失	50,000	(貸方) 現	金	50,000
--------------	--------	--------	---	--------

このようなギャンブラーの心情的仕訳についての説明は要しないのではないと思われるが、念のために簡略な説明と検討をおこなうことにする。1) のギャンブラー側勝利時の仕訳では、パチンコであろうとほかのギャンブルであろうと、貸方の現金20,000円が投入額であり、借方の現金150,000円は収益額であるので、その差額の130,000円がいわば「ギャンブル利益」勘定として認識、計上されることになる。

その逆が2) のギャンブラー側敗戦時の仕訳であり、そこにおいても、その基本原理は同様である。ギャンブル時の投入額が50,000円であり、その収益額は15,000円であるので、その差額の35,000円がいわば「ギャンブル損失」勘定として認識、計上されることになる。さらに3) のように、ギャンブラーが完敗した際には、ギャンブル損失は当然に投入額と同額になる。

② 事前的概念と事後的概念

正確なことはいえなからうが、特定のギャンブラーにおいては、それこそ「プロ」を除くと、またいわゆるビギナーズ・ラックを除くと、3) のケースが圧倒的に多く、それについて2)、1) の順位になると予想できる。またこれは特定のギャンブラーを想定した場合でのことであるが、ひとつのパチンコ店（パラー）においても、全体的あるいは長期的にはこのような順位は成立しているものと考えられる。

このことは当然の帰結である。パチンコ店（パラー）は、ギャンブルにおける、いわば「胴元」であり、そこでの人件費等の経費を賄う必要から、また営利目的でおこなっている事業である以上、当然に収益と利益を確保しなければならない。

ここにおいて肝要なことは、さきの①の心情的仕訳は事後的なものであり、多くのギャンブラーは、会計学的には不合理なことに事前の心情的仕訳をおこなっている点である。この事前の心情的仕訳は、合理的根拠の希薄な期待により成り立っているものである。しかしこれは、なにも不自然または不合理なことではない。そもそもギャンブラーは、こうした事前の期待に端を発しているものであり、それがプレイの端緒であり継続させる原動力になっているからである。そこでの特徴のひとつは、事前のギャンブル利益は合理的な根拠がないことが多く、加速的に拡大する傾向がある。

かような傾向は、事前と事後の間つまりプレイ中にも生じているものである。そこでは、特定のパチンコ台に表示される大きなまたは小さなサインをめぐる解釈が重要になるが、本稿ではその点を指摘するにとどめる。

(3) 時系列上の逆転現象とその意義

① 投資プロジェクトとしてのギャンブル

通常または平時における資金調達と資金運用は、投資プロジェクトのコストとベネフィットそして懐胎期間または収益獲得期間とその金額の見積り計算にもとづいて、まずは資金運用側の条件や金額等が見積もられ、そのために最適と考えられる資金調達手法の条件等が決定されるものである。ところが、パチンコ等の典型的なギャンブルにおける意思決定や行動原理は、多くの場

合、過度に楽観的かつ「稀に来る大当り」での成功体験に依拠している特性または傾向があると想定できる。

そうした状況のもとにあって、ギャンブルの多くにおいては、時系列上の逆転現象とも呼ぶべき状況が惹起しているものと考えられる。これを換言すれば、時間的な主客逆転とも表現できるものである。それは、企業等の経済学的に合理的意思決定をおこなうものと期待される経済主体とは異なり、とくに射幸性が高いギャンブルにのめり込むギャンブラーについては、統計的または確率論的な想定とその当然の結果として、いかにビギナーズ・ラックがあったとしても、またそれがゆえによりギャンブルにのめり込む蓋然性があり、当初に損失を被ることが圧倒的に多いことが予想される。

② 時系列上の逆転現象

そのような損失を諦めるようでは「ギャンブラー」と呼ぶに値しない者であろう。真のギャンブラーと表現するのもみょうではあるが、被った損失を取り返そうとして、さらにギャンブルにのめりこむ可能性がある。このことは、株式等の有価証券に対する投資においても散見される現象が生じることが容易に想定できる。

このような状況を図示すると図表1のようになる。

図表1 ギャンブルと借金における時系列上または因果律上の逆転現象

タイプ1：借金（借入金） → ギャンブル資金

タイプ2：ギャンブル資金 → 借金（借入金）

こうした時系列上または因果律上の逆転現象は、なにもギャンブル資金に限定されず、飲食や買い物についても共通して生じる現象である。この図表1が意味することは、タイプ1はギャンブル資金のために借金をすることを意味し、タイプ2はそれとは逆にギャンブル資金が必要またはそのために損失を被ったので、それを補填するために借金をなすことを意味する¹²。

¹² このような関係または順序（の逆転）について、借金の達人ともいえる内田百閒^{ひゃっけん}はつぎのような文章を記している。本稿筆者からすると含蓄のある内容があるものと評価しえるものである。内田百閒の表現を尊重し、1989年刊行時点で表記が変更された点を除いて、それ以外はいっさい変更していない。

「つくづく考えてみると、借金するのも面倒臭くなる。

借金したって、面白い事もないのである。借りた金は、大概その前に借りになっているところへ返して、それですんでしまう。またそういう目的につかうのでなければ、人は貸してくれないのである。これから何か欲しい物を買に行きたいけれど、お金がない、一ぱい飲みに出かけたいけれど、お金がないから、お金を貸して下さいでは、借金の理由になりかねる。小生はそんなお金を他から借りた覚えはない。先ず始めに一ぱい飲み、その尻拭いは、例えば無名会のお金を借りてすませる。その無名会の月賦払込のお金が足りないから、どうかお金を拝借という事になって、始めて借金の体をなすのである。だから、借りたって、どうせ又別の相手に返してしまうに過ぎない。借金する時は恐ろしく切迫つまった気持ちで借りるけども、後になって考えるとどうでもいい事だった様に思われる場合も少ない。借金運動も一種の遊戯である。毬^{まり}投げのようなもので、向こうから来た毬を捕えてそのまま自分の所有物にしてしまうのではなく、すぐまた捕えた手で向うに投げ返してしまう位ならば、始めから受取らなければいいのである。その余計な手間を弄するところが遊戯ならば、鹿爪^{しかづめ}らしい借金も、大して違ったところはなさそうである」

内田百閒『新・大貧帳』福武書店（福武文庫）、1989年、174頁。

企業会計あるいは会計学において、これらの「優劣」を論じることには、一定の意義があるものの、そのみでは有意な結論には到達しえないものと考えられる。ここでは、企業会計における基本的機能のひとつである資金調達と資金運用との観点から若干の検討を加えたところである。

2 ギャンブル依存症についての会計分析

ギャンブル依存症 (gambling addiction)¹³という精神疾患がある。その厳格な定義を定めることは容易ではないが、わが国の場合、会計不祥事に関係して問題になることが多いのはパチンコである。パチンコにかぎらず、ギャンブルまたはその要素を内包する経済取引——先物であろうと現物であろうと、証券投資もこれに含まれよう——において依存症に罹患する原因のひとつとして「成功体験」をあげることができる。

誰しも成功することは愉快であり、失敗することは不快である。ことに金銭的な利害得失が絡んだ取引や活動においては、なおさらである。パチンコ等の単純なギャンブルにおいては、証券投資とは異なり、特段の情報やその分析能力が重要でない傾向があり、とくに万人がのめり込みやすい特性がある。

2-1 ギャンブル依存症についての経済的検討

(1) 臨床的な特性

① 定義と適用

その定義と適用そして判断の明確化には相当の困難をともなうことではあるが、いかにギャンブル依存症の罹患者といえども、先述のような傾向や原理は抽象的には理解していることではあろう。けれども、「依存症」という呼称のとおり、それにもかかわらず何度も誤りまたは性癖を繰り返すことになる。経済学上の普遍的原理のとおり、ギャンブルというハイリスクなプレイをおこなっているかぎり、最終的には損失を被ることになるのは自然なことであり、また合理的な

¹³ ギャンブル依存症については、その定義と判断基準をめぐる議論が百出しているようであるが、本稿においてはつぎの基準を紹介しておく。

『精神障害の診断と統計マニュアル 第3版』(DSM-III)にある基準を日本向けに改変した基準。10項目中5項目以上に該当するとギャンブル依存症の可能性がきわめて高いと判断される。

- ① ギャンブルのことを考えて仕事が手につかなくなることがある。
- ② 自由なお金があると、まず第一にギャンブルのことが頭に浮かぶ。
- ③ ギャンブルにいけないことでイライラしたり、怒りっぽくなることがある。
- ④ 一文なしになるまでギャンブルをし続けることがある。
- ⑤ ギャンブルを減らそう、やめようと努力してみたが、結局ダメだった。
- ⑥ 家族に嘘をいって、ギャンブルをやることがしばしばある。
- ⑦ ギャンブル場に、知り合いや友人はいないほうがいい。
- ⑧ 20万円以上の借金を5回以上したことがある、あるいは総額50万円以上の借金をしたことがあるのにギャンブルを続けている。
- ⑨ 支払予定の金を流用したり、財産を勝手に換金してギャンブルに当て込んだことがある。
- ⑩ 家族に泣かれたり、固く約束させられたりしたことが2度以上ある。

田辺 等『ギャンブル依存症』日本放送出版協会(生活人新書)、2002年、48-49頁。アンダーラインによる強調は本稿筆者によるものである。

本稿筆者の感覚だと、②あるいは④(とくに④)がギャンブル依存症の入口つまり初期症状判定の基準のように考える。⑧とか⑨にいたっては、ギャンブル依存症罹患者の終点であるように感じられる。

ことですらある。

先述したように、パチンコ等のギャンブルには、レジャーとしての側面とお金儲けとしての側面が渾然一体または融合しているという特性がある。その定義にも依存することではあるが、このような会計的特性を有する事象には、実需をとみなさない先物取引、過度に高いリスクを有する投資、リスクの内容や要素等がほとんど未知な金融商品等への投資などがあげられる。リスクの会計的または経済的な側面と要素のみに着目した際には、これらのハイ・リスクテイクとパチンコ等のギャンブルは無差別であると考えられる。

② 意義と効果

臨床的またはミクロレベルでみると、ギャンブル依存症罹患者が増加することは、社会的にも好ましい現象ではない。それは、つぎの(2)で論じるような、マクロレベルでの経済的効果は期待できるものの、家庭生活や地域社会における健全性を毀損する懸念があるからである。かような家庭生活等における健全性の毀損は、間接的そして長期的には、経済的な成長や健全性をも損なう懸念を内包するものである。

その呼称と仕組みのいかんを問わず、ギャンブルや投機性の高い金融商品が規制機関等により、強く規制されるのには、経済的な特性とその効果に加えて、このような社会的問題をもはらんでいるからでもある。またギャンブルや賭博などが盛んな国家や地域は、多くの場合、社会的かつ経済的に荒廃する可能性が高い傾向があり、そうした傾向は経済的な発展の阻害要因を構成する懸念がある。このように、ギャンブルには、経済活動としての意義と側面そして社会活動としてのそれらのあいだに、一種のトレード・オフの関係が形成されていると考えられる。

(2) 経済的な特性

① 定義と適用

ギャンブル依存症については、こうした依存症そしてそれに関連して惹起する懸念がある事件や事故等を防止または予防することは、社会政策としても必要である。そのためもあり、パチンコ等のギャンブルに対しては種々の規制がかけられており、そのこと自体は合理的である。これらの規制はパチンコ等のギャンブルにかぎらず、ギャンブルやそれに類似した特性を有する事柄などに対しては、どのような国家や地域そして時代や環境のもとにおいても実施されてきたところである。かような規制は、実需をとみなさないデリバティブ等の先物取引や過度に高いリスクを有する投資に対する規制と、その本質は同一なものである¹⁴。このような規制とその対象が有する会計学的意義は、学術的にも実務的にも教務深いものであるが、本稿の直接的な目的を逸脱

¹⁴ わが国における歴史的事例としては、江戸時代における大坂・堂島における米の先物取引が有名である。こうした穀物、とくにわが国における主食であり、それとともに当時においては「通貨」の一種でもあった米については、天候や技術などの関係もあり、その収穫高は変動しがちであった。そのような状況下においては、現物取引とともに先物取引の興隆は農作物や畜産物の安定的な供給と価格のためには必要不可欠なものでもある。ところが、実需にもとづいた取引のみならず、投資または投機を目的とした取引もおこなわれるようになるにいたった。いわゆる射幸心をあおること、そして経済社会的な安定性を維持するために、当時の江戸幕府はそうした米の先物取引を禁止した。

歴史において架空または仮定をおいた議論は慎むべきであろうが、江戸時代における大坂の米先物取引が禁止されなければ、現在の大阪は米国のシカゴ市のような先物取引の一大拠点になっていた可能性がある。さらには、農産物だけではなくあらゆる商品等に対しても適用または応用が可能な先物取引にかかる理論体系を構築していた蓋然性もある。

米国においてはシカゴ市に五大湖とそれにつながる河川を通じて、農産物と畜産物の一大集積地となり、そのためにこれら農産物等の先物取引も興隆をきわめた。それは現在まで継続している。

する懸念があるので、これ以上の検討はおこなわないことにする¹⁵。

② 意義と効果

パチンコ等のギャンブルや投機性の高い金融取引は、形式上や計算上の国民総生産（Gross National Product：GNP）¹⁶や国民総所得（Gross National Income：GNI）¹⁷を押し上げる可能性があるものの、国家や地域の経済的実態を改善または向上させることは、ほとんどありえないといってもよかろう。もちろんパチンコ産業においては、パチンコ台の開発や製造に従事するひとたちが雇用され、その給与等は地域経済の発展に貢献するのは事実である。

こうした雇用や給与による地域経済の発展——それはGNPやGNIを押し上げる要因でもある——には貢献するものの、あらたな商製品やサービスの開発と製造そして販売を通じて、経済社会と科学技術の進歩に貢献することは僅少である。そのような意味と側面においては、そのほかの開発型産業に比較して、パチンコ等のギャンブルなどに経済的な意義や効果を見出すことは困難である。

考え方によっては、パチンコ等のギャンブルなどは、経済社会的にはそこにおける経済活動における軋轢や心身疲労の回復と気分転換のための「必要悪」なのかもしれない。このように考えると、さきの(1)の「臨床的な特性」で論じた弊害を緩和または中和化するための存在意義があるとも考えられる。

2-2 ギャンブル依存症についての会計的検討

(1) 自己資金との関係

① 生活費との関係

本稿執筆の契機となったものに広島県信用組合における着服隠蔽事件がある。この事件は、同組合支店長のギャンブル依存症に起因するものと考えることができよう¹⁸。ギャンブルあるいはギャンブル依存症と資金調達との資金的关系については、つぎの(2)において考察するが、ここではギャンブルのための資金が自己資金か他人資金かによる会計学的な意義と相違等について検討する。

モラルまたは規律の観点からすれば、ハイリスク投資の一種であるギャンブルは自己資金でおこなうことが合理的である。多くの「健全なギャンブラー¹⁹」は、自己資金の範囲内でのギャンブルをおこなうことであろう。その際、自己資金の定義と内容そして自己資金のうちのどの程度の金額と割合をギャンブルに投入するかも肝要になる。ギャンブラーとはいえ、生活資金は必要

¹⁵ この問題は学術的にも実務的にも発展性と汎用性があるものと考えられるので、別稿において検討することにする。

¹⁶ GNPと似て非なるものに国内総生産（Gross Domestic Product：GDP）があるが、このGDPを税務データを用いて、分配側のGDPを試算した労務につきのものがある。

藤原裕行、小川泰亮「税務データを用いた分配側GDPの試算」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』No.16-J-9、2016年7月。このワーキングペーパーはつぎの日本銀行ウェブサイトでも閲覧、ダウンロードできる。https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/wps_2016/data/wp16j09.pdf、2016年8月31日閲覧。

¹⁷ GNPとGNIの簡単な説明と関係そしてその移行にかかる事情等については、わが国内閣府による説明がわかりやすい。その掲載ウェブサイトのURLはつぎのとおりである。<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/kouhou/93kiso/93snapamph/chapter2.html#c6>、2016年8月31日閲覧。

¹⁸ この支店長をギャンブル依存症と断言するだけの臨床的な根拠があるわけではないが、少なくともマスコミ報道等によるかぎり、そのように判断するだけの相当程度の根拠があると考えても差し支えあるまい。

であろうし、また家族や扶養者を抱える者もいる可能性もある。

② ギャンブルにおける健全性と不健全性

このように考えると、ギャンブラーあるいはギャンブルにおける健全性と不健全性は単純な二元論または二者択一の議論に還元できるわけではなく、より詳細または厳格な議論と論理構成が必要となる。

経済常識からすると、ギャンブルにかぎらず、投資プロジェクト（案件）は自己資金によるものもあれば、資金的には合理的とも考えられる。しかしまた、いかに自己資金内によるものであれ、予備費的な資金をいっさい留保せず、自己資金のほぼ全額を投資することは、個人であれ法人であれ、会計的には不合理である。このような会計的特性の意義または含意を考察するためには、つぎの(2)で検討しているような「比率」にもとづく考究が必要不可欠となる。

(2) ギャンブル資金比率とギャンブル資金・生活資金比率²⁰

① ギャンブル資金比率の定義とその特性

生活者としてのギャンブラーを想定した場合、生活費のほかに「ギャンブル資金」が必要になる。ここで留意すべきことのひとつは、つぎに定義するギャンブル資金比率は、その総収入額と総資産額に依存することであり、さらには総負債額あるいはそれと総資産額の比率等の影響を大きく受けることが予想される点である。

$$\text{ギャンブル資金比率} = (\%) \frac{\text{ギャンブル資金}}{\text{ギャンブル資金} + \text{生活資金} (+ \text{貯蓄資金または予備費的資金})} \times 100$$

……算式1

この算式1の一部は、ギャンブル資金の定義的算式として矛盾を内包するものである。それは、括弧内の「貯蓄資金または予備費的資金」を蓄えるようなギャンブラーは、ギャンブル依存症の臨床的定義にも経験的定義にも合致するものではなかろう。こうした資金が留保できないところこそがギャンブル依存症の特性だからである。

¹⁹ この「健全なギャンブラー」という概念または用語法それ自体が矛盾をはらんだものであるかもしれないが、ここでは過度にギャンブルにのめり込むことのないようなギャンブラーという、抽象的で曖昧な意味で用いている。もっとも、ギャンブラーまたはギャンブルにおける「健全性」そのものが定義できない、または定義しにくい概念であることもたしかであろう。

パチンコの営業店であるパラーの業界団体である全日本遊技事業協同組合連合会（略称：全日遊連）が展開するキャンペーンにおけるキャッチフレーズにつぎのようなものがある。このキャッチフレーズは、パラー内においてはもちろん、全日遊連のウェブサイトにおいても表示されている。全日遊連のウェブサイトにおいては、その使用や仕様等についても詳細に規定している。つぎのURLを参照のこと。
<http://www.zennichiyuren.or.jp/activity/502>、2016年8月31日閲覧。

「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです」

「のめりこみに注意しましょう！」

まさしくそのとおりであるが、こうしたことができない人物がギャンブル依存症になり、状況と環境によっては、この支店長のように横領にまで「発展」する危険性をはらんでいるのである。パラーの店舗数やその売上は近年、加速度的に減少しており、その業界団体としても、存続に懸命である反面、幼児や児童の車内放置による死亡事故（または事件）に対して積極的に取り組んでいるところであり、そのような対応措置をとらざるをえない状況と環境にあるのも事実であろう。

²⁰ ここで提示、展開しているふたつの比率は、多種多様な類似比率のなかの一部である。これらの比率にしても、より詳細な検討とともに、実証的なデータを用いた研究が必要なのは言を俟たないが、本稿では、これらを提起し、今後の議論を期待するところである。

つぎの②においても妥当することであるが、これらの比率がどの程度であれば適正または合理的であるかについて一律に議論することは原理的に不可能である。けれども、こうした比率をもとにしたギャンブルについての研究は、それにかかる会計学的研究の基盤をなす可能性を有するものである。

② ギャンブル資金・生活資金比率の定義とその特性

つぎに問題となるのは、ギャンブル資金と生活資金の比率である。本稿ではこの比率をギャンブル資金・生活資金比率と呼ぶこととする。

$$\text{ギャンブル資金・生活資金比率} = (\%) \frac{\text{ギャンブル資金}}{\text{生活用資金}} \times 100 \quad \dots\dots\text{算式2}$$

その定義あるいはそれからの類推により、このギャンブル資金・生活資金比率が100%を超える領域では、完全なギャンブル依存症の会計学的定義といえよう。当然のことながら、この比率がより高ければ、そのぶんその依存症レベルは高次といえることができる。それでは、この比率がどの程度になれば、会計学的にギャンブル依存症と判定できるのであろうか。

常識的または論理的に予想されることであるが、この比率を単純かつ一律に論じることは有意義ではない。なぜなら、ギャンブル資金・生活資金比率にかぎらずギャンブル資金比率にしても、これらは、そのギャンブラーまたはその予備軍の総資産額や総負債額そしてそれらの比率等の影響を受けることが予想されるからである。数億円の純（金融）資産をもつ富裕層と純（金融）資産がほとんどない貧困層にとっては、前記ふたつの比率がたとえ同一であったとしても、その会計学的な価値や意義はまったく異なることは自明の理である²¹。

3 ギャンブル時における貨幣価値の心理的認識の変化

何事によらず、物事または事象そしてサービスの心理的または感覚的な価値は、その状況や環境に依存的になるのは自然である。適切なたとえではないかもしれないが、戦時と平時における人命や食材の価値は心理的にも経済的にも相当の変化や乖離を生じるのは、それ自体なら不思議なことではない。そのことは、通常のギャンブルであろうとも、デリバティブに対するハイリスク投資案件であろうとも、原理的には同一な内容と特性を備えているものである。

とくにパチンコ等のギャンブルをプレイする際には、日常生活の経済概念や消費概念が霧消してしまい、そのひとの所得水準や純金融資産額とはかけ離れた支出をする傾向が散見される。ここでは、その原因と背景を「貨幣価値の心理的認識の変化」という観点から、会計学的に検討することを意図している。

3-1 その内容と概念

(1) 貨幣価値変動会計論の現代的意義とその普遍性

① 特殊な一般論または経済的合理性

経済社会的な状況や環境によって、物事または事象そしてサービスの経済的価値が大幅に変動することは当然であり、また状況によっては合理的ですらある。戦時中や終戦直後においては、

²¹ ギャンブラーおよびその候補者が保有する純（金融）資産とギャンブルまたはハイリスク投資の会計的関係については学術的にも実利的にも興味深いテーマである。それについては、本稿ののちの箇所で簡略に検討する。

生産設備が破壊されていることなどもあり、生産量が激減することが多く、その際に価格をもって需給関係を「調整」することは経済的あるいは経済学的な常識である。

戦時中や終戦直後における「戦時」または「非常事態」のときに限定されず、平時においても、貨幣価値は常時変動するものである。それに対する会計的施策のひとつとして価格変動会計論なる学問領域あるいは実務領域が発達してきたことは周知の事実である。どのような状況または時点で「戦時」と「平時」に線引きをするか、またその際の判断規準または判定規準をどのように設定し、運用するかについては合理的かつ客観的な規準が存在するわけではない。

通常、かような平時における経済的な循環や環境による、一定程度の貨幣価値の変更に対して会計的対応策として「貨幣価値変動会計論」や「価格変動会計論²²⁾」が議論あるいは制度化されてきているところである。かような学問領域における研究成果の多くは、本稿における以下の議論に対しても展開または敷衍できるものと期待される場所であるが、そこにおいてはおのずと限界または課題が散在している。

② 貨幣価値変動会計論の経済学的基盤

貨幣価値変動会計論等においては、国家または地域における物価または貨幣価値が継続的かつ長期的に「平均的に」変動している状況を意味するものである。わが国においては、「バスケット方式」等にもとづく平均的な物価指数を卸売物価指数と消費者物価指数を計算または計測したうえで公表しているものである。この「バスケット方式」は、一般的または平均的な消費者が消費財等を購入することを想定したものである。そのような物価指数の「変則的な逆数」が邦貨の貨幣価値である。

これに対して外国為替市場での評価つまり交換レートが意味することは、外貨に対する邦貨の換算率つまり通貨間における貨幣価値の比率である。為替レートの決定またはその変動を科学的または理論的に完全に説明または予測することは不可能または非常に困難である。本質的または長期的には、国家や地域の現在あるいは将来の財務的安定性そして経済力やその見通し等の影響を受けるとされるが、短期的または中期的には、その変動や原因を究明することは至難の業である。「購買力平価論²³⁾」などの理論なども存在するが、それらが盤石の説明力や予測力を提供するものではない。

けれども、本質的または長期的には、購買力平価論などでの理論や論理による為替レートに収斂する蓋然性が備わっているとも考えられる。これとは対照的に、ギャンブル時などにおける貨幣価値の心理的变化は、きわめて複雑かつ錯綜した状況のもとにある。こうした特性は、ギャンブル等の本質やギャンブラーの心理的および環境的な特性に依存する事柄であることもあり、当

²²⁾ この研究領域におけるわが国での研究成果の「古典」としては、つぎの著作が代表的なものである。

森田哲弥『価格変動会計論』国元書房、1979年。

またこの領域における比較的あたらしく傑出した研究成果としては、たとえばつぎのものがある。

中居文治『貨幣価値変動会計』有斐閣、2001年。

²³⁾ この購買力平価論にかんしては、その学術的または実務的な評価が定まらない傾向があるようであるが、ここではたとえばつぎの文献をあげておく。

幸村千佳良・井上智夫「円レートの購買力平価」『成蹊大学経済学部論集』2011年7月、119-148頁。

岡田義昭「購買力平価——理論と実証——」『商学研究』（愛知学院大学商学会）2008年9月、33-61頁。

藪 友良「購買力平価（PPP）パズルの解明——時系列的アプローチの視点から——」『IMES Discussion Paper Series』（日本銀行金融研究所、No.2007-J-18、2007年7月。このディスカッション・ペーパーはつぎの日本銀行ウェブサイトでも閲覧、ダウンロードできる。<http://www.imes.boj.or.jp/research/papers/japanese/07-J-18.pdf>、2016年8月31日閲覧。

然の帰結である。

貨幣価値変動会計論等の制度会計かつ企業会計における問題とギャンブル時における貨幣価値の心理的な認識にかかる問題は、類似点も存在するが、相違点も存在するものである。類似点としては、いずれも、法人にかかる事柄であろうと個人（しかもギャンブラー）にかかるであろうと、貨幣価値の変化を認識するものである。これに対して相違点は、前者の問題が経済社会あるいは国民経済における平均的な現象の認識にかかる論点であり、後者のそれは特定の個人にかかる論点である点にある。

(2) 投資プロジェクトにかかる意思決定における合理性と非合理性

① 経営戦略における投資プロジェクトにかかる意思決定

ここにおいて問題としようとしているのは、このような制度会計上のことではなく、会計的または経済的な意思決定や行動をおこす際に生じる可能性にかかる事柄である。すなわち、企業会計または財務会計における代表的な会計情報利用者である投資者や債権者は、制度的に設定された会計基準に準拠して作成、監査そして開示された会計情報を合理的に活用することが期待または予想されている——このことはあくまでも理念的または概念的なことであり、すべての投資者や債権者がこうした意思決定と行動をなすことを保証するものではない——。さらには、このような行動の結果は資本市場や金融市場等において集約化されて、時価や金利が相当程度の合理性を有するものとして形成されることが想定されているのである。

② ギャンブルにおける投資プロジェクトにかかる意思決定

これに対してパチンコ等におけるギャンブラーが保有そして利用できる情報は、特定のパチンコ機種的全般的な特徴と特定のパチンコ台の時系列的な過去履歴である。これらふたつの利用可能なパチンコにかかる情報の種類と特性を全般的に検討することは本稿の目的とするところではないし、またそのためには膨大な紙幅を要することであろう。

けれどもごく簡略に記しておく、パチンコ等の機械の機種やパチンコ店にかかる特性とその情報に依存する部分大きい。そこにおける意思決定に利用される情報には、じつに多種多様なものが存在するが、そこにおける共通する特性のひとつは、そのいずれもが公式にも非公式にも保証されないものが多いという特徴がある。

商製品やサービスの購入または利用の原因と背景にかんしては3-2で検討する。

3-2 その原因と背景

(1) 性差の相違

① 嗜好品の購入をめぐる意思決定と判断規準

日用品においても妥当する内容と特性であるかもしれないが、つぎのような特性は嗜好品において顕著である。たとえば、多くの場合においてクルマや腕時計（とくに機械式のそれ）に対して高額の支出をなすのは男性に多く、それに対してハンドバッグと宝飾品に対して高額の支出をなすのは女性に多い傾向が散見されるところである²⁴。本稿筆者は男性であるので、ここで記した男性の嗜好品に対する消費性向は理解できるが、女性のそれについては理解しがたい部分が多い。おそらくその逆も真であろう。

いかに嗜好品であり、それがゆえに趣味に属する事柄とはいえども、その年収や預金額などにも依存する事柄であるかもしれないが、いかに精巧かつ強固に作製され、それにブランド力が備わっているとはいえ、ハンドバッグや腕時計に100万円を支出する意思決定と行動は経済的にも

合理的なものとは判断しがたい蓋然性がある。

こうした意味と側面において賢明な消費者のみによって構成される経済社会あるいは国民経済においては、特殊または精巧な製品の開発が促進されるとは想定しがたく、そのためもあり、経済社会や科学技術の累進的または加速度的な発展にとっては阻害要因の一部を構成する懸念がある。ミクロレベルであれば合理的な意思決定や行動も、マクロレベルにおいては不合理であることもある。

賢明な消費者のみによって構成される経済社会は、その健全性や平穏性そして平和には貢献する可能性はあるが、その不健全性や刺激性そして競争などがもたらす経済的かつ文化的な発展にはさほど貢献することは少ないと考えられる²⁵。こうした事柄を経済的観点から検討すると、その程度には相当の配慮または考察を要しようが、賢明な消費よりも、ある意味と程度において「浪費」こそが経済社会を刺激し、一見すると無意味な技術やシステムの開発を促進する可能性がある。新基軸にあふれる技術開発の多くは、無駄や遊びから輩出されることが多い。

このような観点からすると、女性のほうが現実的であるだけにこうした資質や努力に欠けることが多いとも考えられ、それに対して男性は、いくつになっても子供じみた発想や遊び心があり、それに単純な理想家的な要素が加わると、嗜好品のみならず特殊目的の製品やサービスの開発に熱中する可能性または懸念があると考えられる。

② 日常品の購入をめぐる意思決定と判断規準

嗜好品に対する消費性向には反して、日常品の多くについては、性差による相違は反転する場合が多いと考えられる。女性、とくに主婦の多くは、一部特殊な事例を除いて、日常品の購入をめぐる意思決定とそれにもとづく行動は、その収入や預金額ともいくぶん関係する可能性もあるが、通常の場合、真剣かつ賢明なことが多い。それは商品価格の1円単位の差額に対しても敏感に反応するものである。それに対して男性の日常品に対するそれらにかんしては、通常は鈍感ま

²⁴ 女性の多くがこれらの嗜好品を自己資金で購入する際の意思決定と男性等からプレゼントとして贈与を受ける際の意思決定には相当の隔たりが予想できる。この問題は会計学的にも社会的にも、非常に興味深いものであるが、本稿の主旨からそれる懸念があるので、ここでは若干の言及にとどめる。

そこにおいては、女性に対してどれだけの「富」を有し、かつそのうちのどれだけを配分する意思を男性が有するかという「セックス・テスト」の一種としての特性を有しているものと考えられる。こうした観点からすると、セックスを意識または前提とした男女間のプレゼント（とくに男性から女性へのそれ）にかんしては、セックスつまりは婚姻を前提とした男性の女性（配偶者候補）に対する評価それ自体を評価しているものとして理解することが適切であろう。

贈与をめぐる古典的かつ代表的な著作にはつぎのものがある。

マルセル・モース著、森山 工訳『贈与論 他二篇（「トラキア人における古代的な社会形態」と「ギフト、ギフト」を併録）』岩波書店（岩波文庫）、2014年（Marcel Mauss, *Essai Sur le Don: Forme et Raison de l'échange dans les Sociétés Archaiques*, Puf、初版の刊行年は1925年であるが最新版のそれは2012年である）。

²⁵ こうした内容と関連する映画台詞につきのものがある。そのような側面は、けっして逆説的なものではなく、真実であることが多いであろう。この台詞は、映画『第三の男（*The Third Man*）』（1949年）で登場するものである。

「イタリアの30年のテロや虐殺などの闘争の結果、ミケランジェロやダヴィンチ、ルネサンスが生まれた。スイスの民主主義500年の人類愛と平和が何を？ ハト時計だけさ（“In Italy for 30 years under the Borgias, they had warfare terror, murder, bloodshed, but they produced Michelangelo, Leonard du Vinci and the Renaissance. In Switzerland, they had brotherly love. They had 500 years of democracy and peace and what did that produce? The cuckoo clock.”）」

たは無神経なことが多いと思われる²⁶。

日用品とひと口で表現しても、その内容と使用目的そして一種の嗜好は多種多様である。日用品といっても、嗜好品と単純に対立的関係または二分的関係にあるものばかりとはかぎらない。「純粹の日用品」と「純粹の嗜好品」のあいだには無限のグラデーションが形成、機能しているのである。かような定義上の困難性ととも、どのような日用品に対して支出を許容する金額は「環境依存的」である点を認識することが重要である。

このことは、個人の収入額や預金額そして金銭感覚、さらにはその個人を取り巻く人間のあるいは社会的な環境に強く依存していることを意味する。具体的には、同一人物（老若男女を問わず）であっても、そのときの「気分」で消費行動や消費性向が変化することは、日常的に容易に観察されるところでもあり、また自分自身でも体験することも多いのではなかろうか。たとえば自暴自棄になっているときには、暴飲暴食や無駄遣いに傾斜することもあるし、また勝てないと意識しつつもパチンコ等のギャンブルに過大に金銭をつぎ込むこともありえよう。

そのようなときの個人的な貨幣価値の認識あるいは金銭感覚はハイパー・インフレーションに直面している状況下にあるものであろう。かようなときは「戦時中の戦時」ともいべき異常事態である。

(2) 年齢の相違

① 年収と預金額の相関関係そして婚姻²⁷

年功序列賃金制を前提とした場合、年齢と年収は比例関係にあると考えられる。他の条件が等しければ、かつ単純に考えれば、年収が多いことは預金額も多いことを示唆するものである。婚約、婚姻を前提とした場合、とくに女性からすると、男性の経済力または純金融資産額と年齢は、一定の相関関係にあることが多いので、そうした状況のもとでの意思決定を迫られていることになる。

また職種や職業と同様に、年収または賃金には地域格差が存在しているのも事実であるが、本稿においては、これらについての考察は基本的に割愛する。

嗜好品においても顕著であることが予想されるが、日用品においても結婚しているか否かとい

²⁶ 男性の多くが日用品価格の時系列的または地域的な変化に対して必ずしも鈍感なわけではない。代表的な例としてはガソリン価格をあげることができる。レギュラー、プレミアムともに、その1リッター当りの価格については1円単位で神経質になる傾向が散見される。冷静に考えてみればと、30リッターを購入したとしても、また1リッター当り2円安いガソリンスタンドで購入したとしても、600円の節約にしかならない。さらには、そのためにわずかでも安いガソリンスタンドを探すための移動時間やそのために費やすガソリン（代）のことを考慮すると、よほど大量のガソリンを購入しないかぎり、会計的に「割に合わない」意思決定そして行動と評価するほかない。少なくともわが国において、ガソリンほど「価格感応性」が高い商製品はあるまい。これは女性ドライバーの多くにも共通することである。

そのような意味では、自動車という嗜好品と日用品が融合したものが関与しているとはいえ、それに要するガソリンの価格については、性差は存在しないと考えてよからう。

²⁷ 婚姻あるいは結婚は、会計学のみならず経済学においても興味深い研究対象である。ここではつぎの文献をあげておく。

北村行伸「結婚の経済学」一橋大学経済研究所、2002年4月。このペーパーはつぎの一橋大学ウェブサイトでも閲覧、ダウンロードできる。<http://www.ier.hit-u.ac.jp/~kitamura/PDF/P11.pdf>、2016年8月31日閲覧。

高山憲之、小川 浩、吉田 浩、有田富美子、金子能宏、小島克久「結婚・育児の経済コストと出生力——少子化の経済的要因に関する一考察——」『人口問題研究』（国立社会保障・人口問題研究所）2000年12月、1-18頁。

八代尚宏『結婚の経済学——結婚とは人生における最大の投資——』二見書房、1993年。

う状況に依存する部分が多いことが想定されえる。男女ともに単独の収入があるのであり、かつ独身であれば、その収入はすべて小遣いとなり、通常の場合、その消費性向は高くなると考えられる。

② 親世帯と子世帯

親元に居住（同居）している場合においては、いくぶんかの「生活費等」を親の家計に入れていたとしても、その金額は別居している場合にくらべて僅少であり、また光熱水費を親世帯の家計に納入していないか、しているにしてもその金額は実質的な消費額にくらべて僅少であることが多いと予想される。

そうした際には、子世帯には親世帯からの実質的な「補助」がおこなわれていることを意味し、そのことによって子世帯には一種の「余剰資金」が蓄積されることになる。これを換言すれば、子または子世帯が経済的に独立していたとしても、それ以前と同様に「お小遣い」が支給されていることと同一の経済的効果をもたらしていることになる。このような現象を会計学的に解釈すると、子または子世帯が経済的に独立していたとしても、親世帯からの補助を受けている子世帯とそうした補助を受けていない子世帯では、その貨幣価値が異なることを意味する。

こうした貨幣価値のミクロレベルでの相違はあらゆる場面や状況において観察されるところである。同一年齢かつ同一年齢であったとしても、一般に親世帯と同居している子または子世帯は、他の条件が等しいかぎり、非同居世帯にくらべて同居子世帯にとっての貨幣価値は低い傾向または特性を有するものと考えられる。このことは、会計学的にみれば、貨幣価値の認識上の相違ということにもなるが、それと同時に、同居子世帯のほうが相対的に「浪費傾向」が強いということを意味する。

さらに同居子世帯は親世帯からの「現物出資」を享受する機会にも恵まれており、それには、とくに生活必需品という日常品への支出を節減できるというメリットがある。これは現物出資という形態をとった「補助金」とも想定できる²⁸。

4 経済生活における貨幣価値の認識上の変化

3ではとくにギャンブル時における貨幣価値の心理的認識の変化を検討したが、この節では、それを拡張または敷衍して、経済生活一般における貨幣価値の認識上の変化を会計学の観点から考察する。そこにおいては、ギャンブル時における貨幣価値認識との異同にも着目しつつ、貨幣価値にかかる変化の認識または測定という問題とその背景を検討することが意図されている。

個人における経済的日常生活においてであれ法人における経済的活動においてであれ、ひとつの国家の特定時期においても、その環境等が異なると、そこにおける個人または法人（の構成員）の貨幣価値の認識は変化する。このことは、会計の実態に即していえば、あらたな貨幣価値変動会計論の必要性と重要性を示唆するものでもある。

4-1 環境的または地理的な条件依存性

(1) 環境的条件の意義と影響

① 真のギャンブラーの存在意義

さきの3で論じた「ギャンブル時における貨幣価値の心理的認識の変化」に類似した問題と

²⁸ 非同居世帯においても、このような「現物出資」が散見されるところであるが、その程度と頻度は同居世帯のほうが高いと想定可能である。この問題は本稿では指摘するにとどめておく。

しては、ここで論じる「貨幣価値の環境的または地理的な認識上の変化」が存在する。これらふたつの「貨幣価値の認識の変化」は密接に関連しているものである。たとえば、純金融資産を数億円保有する富裕層からすれば、数万円をパチンコ等のギャンブルに投入することはじつにささいな事柄でしかなかろうが、純金融資産を保有しない、または純金融負債を負う貧困層からすれば、数千円でも多大な投入資金ということになろう。かような「貨幣価値の心理的変化」は、日常的に観察される現象であるとともに、株式会社等の営利組織においても妥当する法則でもある。

けれども、ギャンブルあるいはギャンブル依存症罹患者またはギャンブラーにとっては、条件と前提次第では、かような会計学上の比率とそれにもとづく考察を無力化する要素と側面があるのも事実である。それは、なけなしの資金でのギャンブルそして借金したうえでのギャンブルにおいてこそ、ギャンブルの醍醐味が存在しているとも考えられるからである。手許資金をすべてはたいてパチンコ等のギャンブルにのめりこむ者たちこそ、「真のギャンブラー」なのかもしれない。かれらの行動をあらわすものとして「オケラ街道²⁹」なる用語があるのは、このようなギャンブルまたはギャンブラーの心理と本質を表象しているものとして認識することもできる。

② ギャンブラーにおける健全性と不健全性

議論を極端に単純化すると、「健全なギャンブラー」に対応するのは「不健全なギャンブラー」ということになる。

金銭をめぐる嗜好または傾向をあらわす日本語表現としてはじつに多種多様なものがある。それは、富裕層と貧困層、浪費家と節約家などである。これらの表現は、どこの国家や地域そして時代によろうとも、政府統計等での一部定義を除くと、また個々人の感覚または曖昧な定義を除くと、それらを厳格に定義することは非常に困難である。さらには、その定義をなす目的にも依存する事柄であるが、これらの嗜好または傾向を表象する概念または表現にかんしては、その曖昧さが有意義であることもありえる。

厳格な概念定義が非常に困難であり、かつそれが重要な概念は多数存在しているが、そのなかでも「健全性」ほど、その実態的な定義を厳格におこないがたい概念はそんなに存在するものではない。2-2の(2)で論じた「ギャンブル資金比率とギャンブル用資金・生活用資金比率」なども、そのための分析手法のひとつを提示するものではある。それにおいても、その比率がどの程度であれば「健全性」が高い、または充足しているかにかんする合理的かつ客観的な規準または指標を開発し、それを多くのひとたちに納得してもらうことは至難の業である。

(2) 地理的条件の意義と影響

① 日常生活における貨幣価値の認識上の変化

この変化またはそれにかかる貨幣価値認識の変化は、たとえば大都市圏³⁰と村落等³¹での経済生活において実感されるものである。このような認識または理解は、おもに消費者の購買行動や消

²⁹ オケラとは所持金がまったくない状態をいう。また所持金を使い切ったり、盗まれたりしてなくなることオケラになるという。これは昆虫のオケラを正面からみた際、前足が万歳(=お手上げ)をしているようにみえることから、所持金をなくし、お手上げ状態になっているひとにたとえてそう呼ぶようになったとされる。

ウェブサイト『日本語俗語辞書』からの引用。そのURLはつぎのとおり。<http://zokugo-dict.com/05o/okera.htm>、2016年8月31日閲覧。ただしその表記の一部は変更している。

そこから派生した用語としての「オケラ街道」とは、元来は、競馬場からの帰途につく敗戦のギャンブラーたちをあらわす用語法として用いられるようである。

費行動の際に認識される傾向が顕著である。具体的には、飲食費や交通費等の支出の際に、東京都内と村落等での支出額には相当程度の差異が生じる。

またいわゆる「都市調整手当」についても、考え方によれば、都市における貨幣価値の変化を前提とした会計的措置として認識することができるし、またそのことは理論的にも妥当である。そうした観点から、都市調整手当の認識論上の評価と位置づけを究明することは、今後の課題とする。

② 貨幣価値の地理的または環境的な認識上の変化

この「貨幣価値の地理的または環境的な認識上の変化」が顕在化するのには、出張や旅行の際に出張者や旅行者が認識する傾向がある³²。たとえば東京都を含む首都圏や大阪府を含む関西圏から村落等へ出張または旅行する際の必要費用の相違として顕在化するものである。「貨幣価値の地理的または環境的な認識上の変化」の観点からすると、出張または旅行にかかる費用のうち、とくに交通費と外食費そして宿泊費において、出張者または旅行者は日本国内における貨幣価値の認識上の相違を理解または実感することになる。以下、出張または旅行にかかる費用費目ごとかつ支出の時間的流れ順に検討を加える——4-2の(2)を参照のこと——³³。

³⁰ わが国の場合、東京都と神奈川県そして愛知県と兵庫県の一部がそれに該当しようが、そのなかでも東京都特別区が代表的である。東京都特別区のなかでもその平均所得額には濃淡があり、たとえば千代田区や港区そして目黒区が突出している。そのほかにも神奈川県の内ヶ崎町や鎌倉市そして逗子市などはこのほか居住者の平均所得額が高い傾向になる。また兵庫県では芦屋市のそれが高額であるが、それら詳細については本稿では、そうした存在があることを指摘するのみで、それをも検討の対象とすることはしない。

³¹ 「村落等」の表現は誤解を招くものである懸念がある。それは、この表現だと、いかに「等」がついていたとしても、基本的に村しか念頭においていないように解釈されるかもしれない。しかし本稿本節において議論しているのは、所得水準を考察するための二元論的類型化であるので、なにも村のみに制約される必然性はない。市町村のレベルにおいても、その平均取得額が極端に少ない地方自治体が存在しようし、またその逆にその平均所得額が異常値ともいえるほど多額になる地方自治体も存在しよう。けれども、本稿における目的からして、これらすべてを網羅した検討は不必要であるばかりではなく、本稿における論理展開においては有害ですらある。そこで本稿では、「村落等」をその平均所得額が僅少な地方自治体を意味するものとして用いることにする。これは一般的な用語法としても問題は無いものと考えられる。

³² 本稿においては、出張と旅行を区別したうえで議論を展開しているが、これはつぎの理由と背景によるものである。それは、出張とは出張者が所属する組織からの業務上の命令または指示によるものであり、旅行とは旅行者自身が自己の意思と費用負担によるものであるからである。これらふたつの旅行の種類または類型の会計学的意義は、前者は出張者が一時的に建替え払いしたとしても、最終的または本質的には出張者所属組織の費用として会計処理されるものであり、それに対して後者は基本的に個人としての旅行者が趣味として旅行するものであり、家計というレベルと意味での会計処理はなされているわけであるが、複式簿記システムを経ない「広義の非営利組織」では企業会計的な処理がなされることはない。

本稿の目的を逸脱する懸念があるのでごく簡略に記すが、営利組織においても非営利組織においても、ここでは峻別した出張と旅行の境界はじつに曖昧模糊としたものである。会社や役所等での出張の形態をとりながらも、その実態はたんなる観光旅行にほかならないケースが散見されるところである。国や地方自治体の長や議員などの公費出張あるいは出張にかかる経費（請求）の一部または過半が、公費出張としての実質的要件を欠いている、またはそのように解釈できるケースや事件があつたとを絶たないのは、近時のみならずマスコミ等により頻繁に報道または報告されているところである。

4-2 出張等の際に認識する貨幣価値の地理（認識）的变化

(1) 大都市圏居住者と村落等居住者そして出張者と旅行者

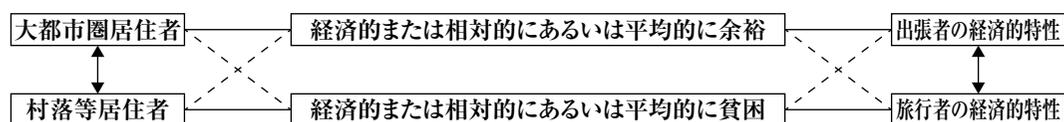
① 関連性または分析的フレームワーク

出張者や旅行者は一般的に裕福な傾向があり、在住者はそうではない傾向があると仮定することは、現実問題として不合理または非現実的なものではない。もちろん、大都市圏以外の地域や村落に在住する素封家もいようが、それは本稿における議論において重視すべき存在ではなかろう。都道府県別の県民一人当たりの国民総生産額や平均所得額等の経済指標をみれば、東京都、神奈川県そして愛知県と大阪府などの都府県の居住者の平均収入額は高額であり、またそうした都府県の居住者がそれ以外の地域——海外をも包含すべきであろうが、本稿においては海外への出張または旅行についての考察は省略するが、その基本的な原理あるいは法則は基本的に敷衍可能である³⁴——に移動するケースが多数を占めることが予想できる。

さらにはこれに加えて、出張者と旅行者の特性を加味する必要がある。出張者と旅行者はともに旅行するという点についてのみは同一であるが、出張と旅行に要する資金の出处が異なる点とその会計処理が異なる点に大きな相違がある。

このような関係を図式化するとつぎの図表2のようになる。

図表2 大都市圏居住者と村落等居住者そして出張者と旅行者の経済的特性をめぐる関連性



(注意) 実線は対応関係が強いことをあらわし、点線はそれが弱いことをあらわし、そして矢印実線は対立の関係にあることをあらわす。

この図表3における関連性は二元論的類型化にもとづくものである。それには当然に限界があるが、本稿において検討しようとしている論点を整理、考察するためには、有益な分析的フレームワークを提供するものである。

② 出張または旅行におけるパターン認識

出張または旅行においては、いくつかのパターンの存在がありえる。それは、大都市圏と村落等の厳格な定義はともかくとして、つぎにあげるパターンである。

³³ これら3つの出張または旅行にかかる支出項目は、概念上の識別であり、現実にはこれらのうちのふたつまたは3つが融合しているケースも存在しているのも事実である。たとえば「バック旅行プラン」などにおいては、これらを統合することによって、そうしたバック旅行プランを開発、販売する旅行会社の手数料等を勘案したとしても「割安」な出張または旅行の必要となることがありえるからである。このようなバック旅行プランが会計的あるいは実態的にほんとうに「割安」なのかについては、学術的にも実務的にも問題があると考えられるが、本稿ではこうした問題の存在を指摘するにとどめ、機会があれば別稿において考察する。

³⁴ 海外出張に限定すると、大都市圏に本社や本店をおく企業等がその多くを占めることは容易に想像できる。けれども、大都市圏にその本社等をおく企業等といえども、その支社や支店に所属する社員等の海外出張も相当程度存在することが予想でき、さらに大都市圏ではない村落等の居住者についても、素封家または富裕層が一定程度存在するのも事実である。しかし一般的または全般的な傾向と特性を考察するうえで、これらは「誤差の範囲」のうちの問題であろう。

- 1) 大都市圏から大都市圏への出張または旅行
- 2) 大都市圏から村落等への出張または旅行
- 3) 村落等から大都市圏への出張または旅行
- 4) 村落等から村落等への出張または旅行

これら4つのパターンの認識または類型はあくまで相対的なものである。「貨幣価値の地理的または環境的な認識上の変化」を出張者または旅行者がもっともよく認識するのは、基本的に2)と3)である。これらふたつのパターンまたは類型においては、出張や旅行にかかる支出そして物価水準の相違をもっとも明確に認識できる。

2)の出張または旅行においては、物価水準と平均所得額が基本的に高い地域からそうではない地域への移動そして短期的な経済活動をおこなうパターンである。単純化した議論を展開すれば、そこにおいては、出張者または旅行者は会計学的には短期的かつ地理的な「インフレ利得」の一種を享受できる可能性がある。こうした利得はとくに旅行の際に顕著に認識されるものである。なぜなら、企業や役所等においては、出張先の物価水準等を考慮して、宿泊費等を定めているからである。

それに対して3)のそれにおいては、比較的物価水準と所得水準が低い傾向のある村落等の居住者が大都市圏に出張することになり、村落等の居住者としては、一国内における出張等とはいえそして同一通貨を使用しておるとはいえ、その経済的または会計的な認識としては、高レベルのインフレーションにもとにあると認識されることになる。そのような状況においては、大都市圏での消費は、出張費等にかぎらず、極度に抑制的にはたらく傾向が想定される。そこでは、一国内といえども、貨幣価値またはその認識にかんしては、少なくとも心情的には、インフレ会計あるいはインフレ対策またはインフレ調整がなされているものと考えられる³⁵。

そして4)の出張または旅行については、ほぼ同一の物価水準そして「貨幣価値」の地域での出張等であり、かようなインフ会計的な認識と心情的調整の必要性は原則的にない。

なお物価水準そして貨幣価値（為替レートの相違）という点において、2)と3)のパターンは海外へのお出張または旅行に対しても適用可能なものである。すなわち、国家や地域においても、物価水準と所得水準そして貨幣価値が大きく異なる国家や地域のあいだでの出張や旅行においては、「貨幣価値の地理的または環境的な認識上の変化」を認識または実感する機会が多い。

(2) 費目別の貨幣価値の地理的な認識上の変化

本稿において「貨幣価値の地理的または環境的な認識上の変化」が顕在化する代表的な例として、出張や旅行の際に出張者や旅行者の認識または解釈をあげた。出張や旅行における典型的な費目は、交通費、外食費そして宿泊費によって構成されていると考えられる³⁶。

出張にかかる企業等の会計処理上問題となる事柄に「実費経理」と「定額経理」があり、不正

³⁵ これに類似した現象として代表的なものひとつに、物価水準つまり貨幣価値、具体的には為替レート（交換レートとして発現）が異なる国家や地域からの出張者や旅行者にも観察されるところである。これに関連して、たとえば通常の飲食費に費消する金額や飲食費そのものが異なる国家や地域からの出張者等にも該当するものである。わが国への旅行者の多くにとっては、少なくとも飲食費についてはあまりにも高額であり、それに対する消費を極端に削減する現象が散見されるところである。

³⁶ 企業等がその従業員の出張に際して支出する費目として「日当」があり、その会計学上の位置づけは重要であるが、本稿においてはそれについての詳述は省略する。この日当とは、企業等における出張旅費規程の作成と適用を前提とした「雑費」の要素を含むものである。根拠法令は所得税法基本通達9-3（非課税とされる旅費の範囲）。

経理と判断されるケースも生じえるが、この点にかんしては本稿では考察しない³⁷。

① 交通費についての貨幣価値の地理的な認識上の変化

ここで論ずる交通費は、その内容と特性に応じてつぎのふたつの大別できる。それは当地の在住者が使用する交通費と当地への出張者が支出するそれである。出張者が支出する交通費にも、出張目的地までの交通費と出張目的地内での移動のための交通費に二分できる。また当地在住者が使用する交通費にも、会社等までの交通費（通勤費）と個人的な用途で移動する際の交通費に二分できる。

特定地域を想定した場合、たとえば東京都特別区から村落等へ出張についてもその逆の出張についても、それに要する費用については企業等から支出されることになる。また特定地域へ出張の際にその地域内での移動等にかんしては「日当」などが支出されることになる。

ここでとくに問題としたいのは、東京都特別区と村落等のなかでの移動に要する交通費である。特定地域内といっても、その移動距離も移動手段も異なることが多く、一律に論じることは無意味である可能性がある。そうした限界またはリスクを承知のうえで、この問題についてあえて検討してみる。

東京都特別区などにおいては地下鉄等の公共交通機関は発展しており、その移動のための費用は廉価ですむことが多い傾向にあり、それに対して村落等においては鉄道やバスが整備されている地域もあろうが、その運行頻度は低いことが多く、必然的にタクシーやレンタカーなどに依存せざるをえない傾向にあることが多い。ここで重要になるのは、さきの「日当」であり、村落等での移動距離が相当にある際には、タクシー代金がかさみ、「日当」では賄いきれないことも想定できる。その場合、企業等が出張地の交通事情等を勘案して、現状に合致した「日当」または交通費の立替払いを認められればべつであるが、そうでない場合には、ビジネス上の出張にもかかわらず、出張者みずから「自腹を切る」ことになる。

東京都特別区などにおいては交通費が低廉ですむ可能性を指摘したが、これとて常時そのようになるとはかぎらない。それは、東京都特別区には諸施設等が集中して存在している特性がある反面、出張目的にも依存することであるが、出張先となる施設や機関が散在していることも多く、そのような際には、たとえ地下鉄等を利用したとしても、それなりの交通費を要するものである。さらには、出張地の地理や公共交通機関に精通していれば問題は少なかるうが、そうでなければ交通費という金銭的支出をとまなう問題だけでなく、移動に要する時間というべつのコストアップ要因をも考慮する必要がある。

交通費等の実質価値にかんしては、土地代や地代とも関係して、移動時間にかかる公正価値計算という発想からも説明可能と考えられるが、本稿ではそのことを指摘するにとどめる。

② 外食費についての貨幣価値の地理的な認識上の変化

外食費についても、その内容と特性に応じてつぎのふたつの大別できる。外食費についても、当地の在住者が使用する外食費と当地へ出張者が支出するそれがある。外食費については、基本的に出張者のみを念頭においた議論を展開する。なぜなら、特定地域の居住者が使用する外食費は、実際費として会計処理されるものを除いて、私的な食費を構成するものだからである。

外食費についても、東京都特別区と村落等では相当の相違がある。一般的または表見的にいえ

³⁷ こうした点について詳細に論じた文献としては、たとえばつぎのものを参照のこと。

星野一郎「出張費をめぐる不正経理の実態とその制度的背景——国立大学法人等の非営利組織を前提にして——」『広島大学経済論叢』2014年11月、65-98頁。

ば、東京都特別区などにおいては通常、外食費は高価につくものであり、それに対して村落等においては低廉ですむことが多いと想定される。しかし必ずしもそうなるとはかぎらない。それは、大都市圏のほうが、食堂やレストランが数多く存在しており、そのぶん選択肢が多いことになり、そのなかには廉価な食事を提供するものもあるからである。

このような現状からすると、安易な断定は危険ではあるが、相対的に大都市圏のほうが外食費は高価につくことが多いと予想される。またビジネス目的での出張の際の外食には「接待」が含まれていることも多く、それに応じて外食費が高くなる傾向があるのはたしかである。

いずれにしても、通常の昼食であったとしても、それが個人負担のものであれば、大都市圏のほうが、村落等にくらべて高価につき、それに関連して、その利用者にとっての外食にかかる費用の貨幣価値認識が異なる蓋然性があるのである。

③ 宿泊費についての貨幣価値の地理的な認識上の変化

宿泊費についても、さきの交通費や外食費とほぼ同様な傾向と特性がある。本稿では、それを指摘するのみで、具体的な考察については、これを省略する。

④ 交通費と外食費と宿泊費の関連性

出張や旅行においては、交通費と宿泊費は関係深いものである。容易に理解できるサービスに「パック旅行³⁸」がある。こうしたサービスには交通費と宿泊費（場合によっては外食費の一部をも含む）が一体となったものであり、総支払額のうちどれだけが交通費または宿泊費かを明確に区別することは不可能である。このような「パック旅行」を企画、販売する旅行会社等の内部においては、それらの区分計算がなされており、その組合せの最適化が模索されているものと考えられる。

また出張者の一部においては、実質的または感覚的そして実践的には、外食費と宿泊費を一体的に管理している傾向がある。通常の外食ではなく、同僚や友人または取引先等との飲食に多くの資金を投入し、その多くを企業等が支弁しない場合、外食費というか飲食費に多大な支出を要するために、その差額を調整または埋め合わせるために、宿泊費を過度に節約する事態が生じえる。具体的な方策としては、カプセルホテルやサウナ等の利用で宿泊費を節約することができるのである³⁹。

本稿においては、このような「パック旅行」の普及と利用は、交通費、外食費そして宿泊費にかかる貨幣価値認識上の変化を複雑なものにしている可能性がある点を指摘しておく。

³⁸ 旅行会社にかぎらず、航空会社のなかでもこうしたサービスを提供するケースがある。たとえば全日本空輸株式会社（ANA）においては、航空券と宿泊を合わせたサービスを「たびまぐ旅作」との商品名として販売している。

³⁹ 企業等によっては、このような「宿泊施設」を利用した際の領収証に対しては必要経費として認めないこともあるようである。

企業等が出張費を定額経理で会計処理している場合には、かような「宿泊施設」を利用することによって、定額との差額を「私的流用」する事態が生じる懸念もある。その定義にも依存することであるが、この定額との差額をわたくしのものにするのは不正経理またはその疑いをもたせるものである。

むすびに——あらたな貨幣価値変動会計論の必要性と重要性——

本稿においては、特定の協同組織金融機関において惹起した会計不祥事を契機として、パチンコ等のギャンブルを会計学の立場と観点から、貨幣価値の認識にかかる再評価を意図したところである。個人の日常的な経済生活においても、特定の国家や地域そして時代における特定貨幣の価値認識は変化することは、体験的に実感されることである。たとえば、通常の昼食代に1,000円を支出することは稀であろうが、その同一人物が夜に友人等と会食する際には、二次会等を含めて20,000円程度支出することは珍しいことではない。そこでは、同じ日でも昼夜での食事代にかかる貨幣価値の認識上の変化が観察される。

同様なことは、本稿でもあつかったパチンコ等のギャンブルで支出する金額の貨幣価値と通常のレジャー等で支出するそれが、個人または状況によっていくぶんの相違はあろうとも、それらは大きく乖離している可能性がある。このことはまた、パチンコ店（パーラー）からすると、そのような貨幣価値認識上の変化を活用したビジネス展開を図るという点において、ギャンブラー側の問題のみではなく、パーラー側のそれでもある。どのような商製品やサービスにしても、その提供者と消費者（利用者）が存在、機能して、はじめてビジネスが成立するものである以上、こうした消費者側の貨幣価値認識上の変化を感知しないビジネスモデルは存続または持続しえない。

こうした意味において、いわば「ギャンブル会計学」とでもいいえる学問領域はその現代的意義を有していると考えられる。この学問領域は、直接的にはパチンコ等のギャンブルをその研究対象とするものであるが、そこでは、一般的に表記すれば、サービス提供者側とサービス利用者側のそれぞれにかかる会計的、経営的な問題を検討することになる。いかにわが国において低調になったとはいえ、ギャンブルのみならず、いわゆるサービス業への就労者や経済規模が大きいことは周知の事実である。

このような領域や分野をあつかうギャンブル会計学を開発、展開することは、狭義のギャンブルだけではなく、貨幣価値認識上の変化を活用するあらゆるビジネスに対しても、その適用可能性を秘めたものである。テーマパークや遊園地、宿泊施設の多く、レストランやバーなどの異空間での消費に依存する産業や業種業態の多くに適用または敷衍できると期待される。

一般的な財務会計論のテキストでいう貨幣的評価の公準には、一定のレンジ内の貨幣価値の変動は無視するという含意がある。ところが、本稿で検討してきたように、数値的または統計的に明確な認識は困難にしても、そこでは貨幣価値認識上の認識に大きな相違の存在が推論できる。それを前提または利用したビジネスが存在、営業している以上、それについての究明は、理論的にも実務的にも必要不可欠である。

再度確認しておく、ギャンブルにかぎらず、個人における経済的日常生活であれ法人における経済的活動であれ、ひとつの国家の特定時期においても、その環境や心情等が異なると、そこにおける個人または法人の貨幣価値の認識は変化する。これは、従来の貨幣価値変動会計論とは異なる、あらたな貨幣価値変動会計論の必要性と重要性を示唆するものでもある。

本稿で提起した内容または一種のモデルが、こうした学問領域を展開するための契機または魁さきがけとなることと、それを活用するフォロワーの登場を本稿筆者としてはここから期待する次第である。